

国 空 航 第 8 0 0 号
平成 2 4 年 3 月 2 9 日
改正国空航第 1 0 4 0 号
平成 2 6 年 3 月 2 0 日
改正国空航第 1 5 4 8 号
平成 2 9 年 1 0 月 6 日
改正国空航第 2 9 8 5 号
令和 2 年 2 月 2 1 日

特定操縦技能審査実施細則

国土交通省航空局安全部運航安全課

I. 一般

I-1 総則

1. 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項の規定により行う特定操縦技能の審査（以下「特定操縦技能審査」という。）を行う場合は、特定操縦技能審査実施要領（平成24年3月29日、国空航第799号）及び本細則によるものとする。
2. 特定操縦技能審査に使用する航空機の種類毎に、本細則に定める審査の方法に従って、操縦技能審査員が行うものとする。操縦技能審査員（以下「審査員」という。）は、その操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について特定操縦技能の審査を行うことができる。
3. 特定操縦技能審査に使用する航空機が操縦に2人を要する航空機または特定の方法又は方式により飛行する場合に操縦のために2人を要する航空機である場合は、機長及び副操縦士の職務分担、スタンダードコールアウト要領について事前に審査員の確認を受けること。
4. 実技審査は、航空機の種類毎に実機の他、模擬飛行装置及び飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）で行うことができる。

I-2 共通事項

1. 審査開始前

1-1 審査員の身分証明等の提示

審査に先立ち、審査員は「技能証明書」「操縦技能審査員の証」を特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）に提示し、自らが審査員として審査を実施する旨を伝える。

1-2 審査の方法の提示

審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

(1) 全体の流れ

口述審査・飛行前ブリーフィング・実技審査・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

(2) 注意事項の伝達

以下の注意事項について、説明する。

ア 実技審査の際の機長を明確にすること。

イ 被審査者は、実技審査において、各科目で著しく不安定になったと被審査者本人が判断した場合は「やり直し」を申し出ること。

1-3 書類の確認

審査員は、被審査者の以下の書類について確認をする。

(1) 技能証明書（規則第28号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認及び限定事項等を含む。）

(2) 航空身体検査証明書（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く）
条件がある場合は、当日の状況が条件に合致していること。例えば、「常用眼鏡使用及び予備眼鏡携帯」の条件がある場合は、現に使用している眼鏡の他に予備眼鏡を所持していることを確認しなければならない。

(3) 無線従事者免許証（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。）
航空機局の無線設備を取り扱える資格を有していることを確認する。
具体的には以下のいずれかの資格を有していることを確認する。

ア 第一級総合無線通信士

イ 第二級総合無線通信士

ウ 航空無線通信士

エ 航空特殊無線技士

オ 第一級無線通信士

カ 第二級無線通信士

キ 航空級無線通信士

ク 特殊無線技士（無線電話丙）

ケ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則 S 3 7 条の規定により外国政府の発給する証明書（操縦に2人を要する航空機であつて、会社等の運航規程で日本政府の発行する無線従事者免許証を有する者と航空業務に従事することが規定されている場合に限る。）

- 1-4 審査員は以下の各号の場合、審査を開始してはならない。
- (1) 技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認含む。）が提出されず確認できない場合
 - (2) 航空身体検査証明書が提出されず有効期間が確認できない場合
ただし、模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。
 - (3) 平成26年4月1日以降、特定操縦技能審査に合格していない者又は法第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者の審査を実機を用いて行う場合、法第71条の4の規定に従って、特定操縦技能練習監督者の監督の下に実施しなければならないことから、特定操縦技能練習監督者の同乗が確保できない場合
ただし、審査員が、特定操縦技能練習監督者を兼務する場合は除く。

2. 審査の実施

審査は原則として口述審査の後に実技審査を実施する。ただし、天候等の理由により、実技審査を先に実施するべき理由がある場合は実技審査を先に実施してもよい。

また、被審査者が等級限定又は型式限定を複数有する場合であって、審査に使用する航空機以外の航空機事項については口述審査に含めてよいこととする。

具体的審査の実施要領については、各航空機の種類毎に定めたII項からV項を参照のこと。

審査員は、特定操縦技能審査を行うときは、審査漏れを防止し審査内容・判断基準の平準化を図るため、原則として、別添1から別添4に定める「特定操縦技能審査チェックリスト」（以下、単に「チェックリスト」という。）を使用し、特定操縦技能審査実施要領3.5（2）の審査記録を作成すること。ただし、当該チェックリストと同等以上の独自の様式を使用し、審査記録を作成することを妨げない。

なお、審査員は、実技審査の実施に当たっては、審査の厳正さを保ち、被審査者の集中力を阻害することが無いようにする必要がある。また、同乗して審査を行う場合には、審査が安全に実施できるように最大限の注意を払うこと。

3. 審査終了後のブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための助言を行う。また、審査員は、特定操縦技能審査を通じて確認した被審査者の操縦技能に関する課題やこれに対し行った助言等の内容を2.の規定により作成する審査記録に記載すること。

3-1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が十分に回答できなかった事項について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3-2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに安全性向上が期待できると思われる事項について助言する。

4. 不合格と判定しなければならない状況

4-1 以下の状況が審査中生じた場合は、不合格と判定しなければならない。

- (1) 審査において航空法違反が明確な場合
以下の例に該当した場合、もしくは類似の状況と判断できる場合
ア 管制指示に違反した場合
イ 飛行規程に記載された制限事項に違反した場合
ウ その他航空法に規定された事項に違反した場合
- (2) 判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合
この場合、審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必要はない。
- (3) 危険な操作を実施した場合、または危険な状況を回避しなかった場合

5. 判定と判定後に実施すべき事項

5-1 合格と判定した場合

4.に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

5－2 不合格と判定した場合

4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

5－3 審査記録の作成及び審査結果の報告

特定操縦技能審査の実施要領3.5(2)及び本細則2.の規定に従って、審査員は審査記録を作成すること。

また、特定操縦技能審査実施要領3.5(3)の規定に従って、審査員は地方航空局運用課に対し特定操縦技能審査の結果を提出すること。ただし、本細則2.の規定に従ってチェックリストを作成した場合には、必要事項が記載された当該チェックリストの表紙（必要な添付書類を含む）を提出することで代えることができる。

審査員は、特定操縦技能審査実施要領3.5(4)の規定に従って、地方航空局運用課への提出書類及び審査記録を保存すること。

附則（令和2年2月21日）

（施行期日）

本則は令和2年4月1日から施行する。ただし、本則の施行の際、現に認定を受けている操縦技能審査員にあっては、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に特定操縦技能審査の申請があった審査については、なお従前の例によることが出来る。

Ⅱ．飛行機

Ⅱ－１ 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

１．運航に必要な知識			
(目 的) 航空機の運航に必要な知識について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
１－１	最近 の 変 更 点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
１－２	一 般 知 識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
１－３	航 空 機 事 項 等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

Ⅱ－２ 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

２．飛行前作業			
(目 的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。 (注) 模擬飛行装置等のみにより実技審査を行う場合は、実際に行うことができない一部の作業について口述審査で確認するものとする。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
２－１	証 明 書 ・ 書 類	各書類について以下の内容について確認させる。 １．航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のも と一致すること ２．耐空証明書 (1) 登録記号が当該航空機のも と一致すること (2) 耐空類別が何か。 (3) 耐空証明が有効であること ３．運用限界等指定書 ４．その他必要書類 有効性を確認する。 ５．航空日誌等により航空機の整備 状況を確認させる。	１．必要な証明書、書類等の 有効性を確認できること。 ２．航空日誌等の記載事項を 解読でき、必要な事項を確 認できること。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－2	重量・重心位置等	1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させる。 2. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認させる。 （注）計算には製造者もしくは運航者により公式に認められた表、グラフ、計算プログラムを使用してもよい。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できること。 3. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できること。 4. 質問事項に概ね答えられること。 （注）「離陸重量が使用する予定の滑走路長での離陸を安全にできる範囲内であること」とは、離陸を計画した滑走路長が当該離陸重量で飛行規程により計算した離陸距離（離陸滑走開始から滑走路面上50ftに達するまでの水平距離（T類、C類においては別に定められた距離））より長いことをいう。なお、インターセクションからの離陸を計画する場合は、残滑走路長が離陸距離より長いことをいう。また、「着陸重量が使用する予定の滑走路長での着陸を安全にできる範囲内であること」とは、着陸を計画した滑走路長が当該着陸重量で飛行規程により計算した着陸距離（滑走路面上50ftの高度から接地し完全に停止するまでに必要な水平距離）より長いことをいう。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－3	航空情報・気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2－4	飛行前点検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。
2－5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目 的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-1	地上滑走 (水上滑走)	1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。 (1) 概ね誘導路中心線上を滑走すること。 (2) 滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。 (3) ライドオンブレーキ(ブレーキを常にかけた状態)でないこと。 (4) 特に小型機においては風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。 2. 水上機の場合は、次の項目を行わせる。 (1) 追い風、横風中の滑走 (2) 風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング	1. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し適切な速度及び出力で滑走できること。 2. 他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行えること。 3. 水上機の場合 風、潮流を考慮して、安全に滑走、漂流、ドッキングができること。
3-2	場周飛行及び後方乱気流の回避	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。 (1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。 (2) 適切な見張りができること。 (3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。 a 運航会社等の設定した速度 b 製造者の推奨する速度 c 受審者の決定した速度 被審査者が計器飛行方式による運航を常とする場合は、上記場周飛行に代えて精密進入を実施することができる。 速度は次の順位で上位のものを基準とする。 a 運航会社等の設定した速度 b 製造者の推奨する速度 c 受審者の決定した速度	1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。 精密進入により本科目を実施する場合は、以下の基準による。 3. 所定の経路を正しく飛行できること。 4. 最終進入以前の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。 5. 最終進入中の諸元は、 速度は±10ノット ローライザーは1ドット グライドスロープは1ドット以内の変化であること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止			
(目 的) 通常の離陸(離水)及び着陸(着水)について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4-1	通常の離陸(離水)及び上昇	1. 所定の方式により通常の離陸(離水)を行わせる。 (1) 滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと。 (2) 飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること。 (3) 飛行規程を元に受審者が計画した速度でローテーションを開始すること。 (4) 過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。 2. 水上機の場合は、向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能ならばうねりのある水面からの離水を行わせる。	1. 横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を概ね維持しながら離陸、上昇できること。 2. 上昇速度は±10ノット以内の変化であること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4－2	通常の進入及び着陸（着水）	1. 所定の方法により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。 (1) 風向、風速を考慮してベースターンの位置を決定すること。 (2) ベースレグでは風向、風速を考慮してパスを飛行すること。 (3) ファイナルターンでは30度を超えるバンクをとらないこと。 (4) ファイナルレグでは2. を元に被審査者が計画した速度を維持して飛行規程を元に被審査者が計画したパスを飛行すること。 (5) 接地点は次のいずれか最も滑走路進入端に近い点を越えないこと。 a 進入端から滑走路長の1/3の点 b 最も進入端から遠い進入端側の接地帯標識の終端 c 出発端から飛行規程により算出した着陸必要滑走路長だけ進入端側に寄った点 (6) 接地は概ねセンターライン上に滑走路方向と平行に実施する。ただし、飛行規程にクラブ状態での接地が定められている場合は、飛行規程に従うこと。 (7) 着陸滑走は概ねセンターライン上を行い、安全に減速すること。 2. 最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3倍か、製造者が設定した速度とする。	1. 所定の経路を安全に進入できること。 2. 突風成分を修正した進入速度を設定できること。 3. 進入速度は、 ＋10ノット －5ノット 以内の変化であること。 4. 指定された接地点付近に安全な姿勢で接地できること。 5. 横滑り状態で接地(接水)したり、接地(接水)後著しく方向を偏位させないこと。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
4－3	着 陸 （ 着 水 ） 復 行	通常の着陸進入中、対地高度50フィート以下で着陸復行を指示し着陸（着水）復行を行わせる。 （注）別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。	機を失せず安全に復行操作ができること。 または、質問事項に概ね答えられること。
4－4	離 陸 中 止	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

5. 基本的な計器による飛行			
(目 的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
5-1	レーダー誘導による飛行	機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 (注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 フードの使用は被審査者の任意による。	1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目 的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
6-1	通常操作	規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。	(操縦に2人を要する航空機) 1. スタンダードコールアウトが実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 (1人で操縦できる航空機) 規程等に従った操作ができること。

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目 的) 緊急状態となった場合の知識（操作手順含む）について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
7－1	諸系統又は装置の故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。
7－2	離陸中のエンジン故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

8. 航空機乗組員間の連携			
(目 的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。 (注) 操縦に2人を要する飛行機に係る審査に限る。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
8－1	乗連員携間等の	機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密にできること。

Ⅲ．回転翼航空機

Ⅲ－１ 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

１．運航に必要な最新の知識			
（目 的） 航空機の運航に必要な最新の知識について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
１－１	最近の 変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
１－２	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
１－３	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

Ⅲ－２ 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

２．飛行前作業			
(目 的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。 (注) 模擬飛行装置等のみにより実技審査を行う場合は、実際に行うことができない一部の作業について口述審査で確認するものとする。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
２－１	証 明 書 ・ 書 類	各書類について以下の内容について確認させる。 １．航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のもの と一致すること ２．耐空証明書 (１)登録記号が当該航空機のもの と一致すること (２)耐空類別が何か。 (３)耐空証明が有効であること ３．運用限界等指定書 ４．その他必要書類 有効性を確認する。 ５．航空日誌等により航空機の整備 状況を確認させる。	１．必要な証明書、書類等の 有効性を確認できること。 ２．航空日誌等の記載事項を 解読でき、必要な事項を確認 できること。
２－２	重 量 ・ 重 心 位 置 等	１．審査に使用する航空機の重量及 び重心位置を計算させる。 ２．搭載する燃料及び滑油の品質に ついて確認させる。 ３．別に示す特定操縦技能審査口述 ガイダンスに従って質問する。 (注) 計算には製造者もしくは運航 者により公式に認められた表、 グラフ、計算プログラムを使用 してもよい。	１．空虚重量、全備重量、搭 載重量等の区分を理解し、 重量及び重心位置が許容範 囲内にあることを確認でき ること。 ２．使用できる燃料及び滑油 並びに搭載している燃料及 び滑油について確認できる こと。 ３．質問事項に概ね答えられ ること。
２－３	航 空 情 報 ・ 気 象 情 報	１．必要な航空情報を入手させ、飛 行に関連のある事項について説明 させる。 ２．必要な気象情報を入手させ、天 気概況、空港等及び使用空域の実 況及び予報について説明させる。	１．航空情報を理解できるこ と。 ２．天気図等を使用し、天気 概況の説明ができること。 ３．各種の気象通報式の解読 ができること。 ４．航空情報、気象情報を総 合的に検討し、飛行の可否 が判断できること。 ５．質問事項に概ね答えられ ること。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－4	飛 行 前 点 検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。
2－5	始 動 ・ 試 運 転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。 3. 水上機の場合 トルクの影響を理解し安全に始動ができること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目 的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-1	垂直離陸（離水） ・着陸（着水） （ホバリング含む）	1. 垂直に離陸してホバリングを行わせる。 2. ホバリングから垂直に着陸させる。 3. 水上機の場合 1～2を水上で行わせる。	1. 他機や障害物等、周辺の状況を考慮して、ホバリングが開始されていること。 2. 針路の変化及び位置の移動が少なく、安定してホバリングに移行できること。 また、ホバリングから垂直着陸できること。 3. 地上共振を避けるための配慮がなされていること。 4. LTEに対する配慮がなされていること。 5. 水上機の場合 (1) 目標物を確実に捉え接水、離水ができること。 (2) 波高の判定ができること。

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-2	地 （水） 上 滑 走	1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエアタキシングを行わせる。 2. エアタキシングの高度は、障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする 3. 水上機の場合 審査員の指示により接水及びホバリング状態で滑走を行わせる。	1. ダウンウォッシュの影響が考慮されていること。 2. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、速やかに、かつ、安全に停止できる速度で滑走できること。 3. 他機（特に大型機）の後方を通過する場合に安全に対する配慮を行えること。 4. LTEに対する配慮がなされていること。 5. 水上機の場合 (1) 滑走速度が適切であること。 (2) 安全な操作であること。
3-3	場 周 飛 行 及 び 後 方 乱 気 流 の 回 避	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。 (1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。 (2) 適切な見張りができること。 (3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。 a 運航会社等の設定した速度 b 製造者の推奨する速度 c 受審者の決定した速度	1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目 的) 通常の離陸(離水)及び着陸(着水)並びに着陸復行について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4-1	通常 離陸 (離水)	ホバリングから通常の上昇を行わせる。 (1) 離陸位置でホバリングを行い余剰出力を確認する。 (2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をし、高度速度包囲線を配慮した適切なコントロールを行うこと。 (3) 飛行規程を元に受審者が計画した速度で上昇を行うこと。 (4) 過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。 (5) 横風修正は、一般的に上昇速度に達するまではバンク、その後はクラブで針路の修正を行うこと。	1. 上昇速度は±10ノット以内の変化であること。 2. 針路の保持が適切であること。 3. 横風修正が適切であること。 4. 水上機の場合 水面上でのホバリングが安定していること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
4－2	通常着陸（着水）	通常の進入を行い目標上でホバリングを行わせる。 (1) 所定の進入角に安定した進入速度で乗れるよう、場周飛行における減速及び降下開始時機を計画すること。 (2) 進入角に乗ったら、円滑に出力を調整して進入を開始し、進入中は進入角及び進入速度を維持するようコントロールすること。（進入角及び進入速度については、飛行規程を元に受審者が計画したものであること。） (3) 高度速度包囲線を配慮した適切な減速操作を行い、ホバリングに移行すること。 (4) 横風修正は、一般的に減速操作を開始するまではクラブ、その後はバンクで針路の修正を行うこと。	1. 進入速度は、減速操作を開始するまで±10ノット以内の変化であること。 2. 概ね一定した進入角であること。 3. 軸線の保持が適切であること。 4. 横風修正が適切であること。 5. 直径25フィートの円内でホバリングをすること。 6. 水上機の場合 ホバリング高度が安定していること。
4－3	着陸復行	通常の着陸進入中、指示により復行を行わせる。 （注）別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。	機を失せず安全に復行操作ができること。 または、質問事項に概ね答えられること。

5. 基本的な計器による飛行			
(目 的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
5-1	レーダー誘導による飛行	機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 (注) 1. 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 2. フードの使用は被審査者の任意による。	1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目 的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
6-1	通常操作	規程等に定められた通常時の操作及び飛行状況の管理を行わせる。	(操縦に2人を要する航空機) 1. スタンダードコールアウトが実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 (1人で操縦できる航空機) 規程等に従った操作ができること。

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目 的) 緊急状態となった場合の知識（操作手順含む）について審査する。 (注) 7-1 は多発機に係る審査に限る。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
7-1	多 発 機 の 1 発 動 機 故 障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
7-2	諸 系 統 又 は 装 置 の 故 障	1. 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。

8. 航空機乗組員間の連携			
(目 的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。 (注) 操縦に2人を要する回転翼航空機に係る審査に限る。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
8-1	乗連 員携 間等 の	機長として他の乗組員と連携して必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密にできること。

IV. 滑空機

IV－1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目 的) 航空機の運航に必要な知識について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
1－1	最近の 変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1－2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1－3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

IV－２．実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

２．飛行前作業			
(目 的) 飛行前に機長が行うべき準備作業と確認事項の実施について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
２－１	証 明 書 ・ 書 類	各書類について確認させる。 １．航空機登録証明書 ２．耐空証明書 ３．運用限界等指定書 ４．その他必要書類 ５．航空日誌等	１．必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 ２．航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。 ３．航空日誌等により航空機の整備状況が確認できること。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－2	重量・重心位置等	1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を重心位置表等を用いて確認させる。 2. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認させる。（上級滑空機を除く。）	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できること。（自力発航の用に供することのできる動力滑空機に限る。） 3. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できること。（上級滑空機を除く） 4. 質問事項に概ね答えられること。 （注）「離陸重量が使用する予定の滑走路長での離陸を安全にできる範囲内であること」とは、離陸を計画した滑走路長が当該離陸重量で飛行規程により計算した離陸距離（離陸滑走開始から滑走路面上50ftに達するまでの水平距離）より長いことをいう。なお、インターセクションからの離陸を計画する場合は、残滑走路長が離陸距離より長いことをいう。また、「着陸重量が使用する予定の滑走路長での着陸を安全にできる範囲内であること」とは、着陸を計画した滑走路長が当該着陸重量で飛行規程により計算した着陸距離（滑走路面上50ftの高度から接地し完全に停止するまでに必要な水平距離）より長いことをいう。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－3	航空情報・気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等（滑空場）及び使用空域の実況及び予報について説明させる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2－4	飛行前点検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程に定められた所定の点検ができること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目 的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。 (注) (3-1) 及び (3-2) は自力発航による離陸を実施する場合に行う。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-1	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動及び試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。
3-2	地上滑走	管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。 (1) 概ね誘導路中心線上を滑走すること。 (2) 滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。 (3) ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと。 (4) 風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。	1. 必要な情報を入手し、安全を確認した上で地上滑走が行えること。 2. 他機や障害物等周辺の状況などを考慮し、適切な速度で滑走できること。 3. 大型機の後方を通過する場合は、安全に対する配慮が行えること。
3-3	発航準備	1. 曳航前の打ち合わせを行い、安全上の基準の確認を行わせる。（自力発航による離陸を除く。） 2. 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。 3. 発航の可否を判断し、所定の方法により運航関係者に連絡する。	1. 曳航前の打ち合わせで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが確実に行われていること。（自力発航による離陸を除く。） 2. 運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。 3. 発航の可否を判断し運航関係者に正しく連絡できること。
3-4	場周経路の飛行	1. 所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。 2. 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。	1. 場周経路を飛行できること。 2. 先行機との間隔が適切に設定できること。 3. 円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。 4. 速度は意図した速度の±18キロメートル/時、針路は意図した針路の±10度以内の変化であること。

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目 的) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行について審査する。 (注) 1. 曳航装置なし動力滑空機の実技審査では(4-2)及び(4-3)を実施しない。ただし、動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては、(4-3)を実施し、(4-4)及び(4-5)を実施しない。 2. 曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施し、(4-3)を実施しない。ただし、動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては(4-3)を実施し、(4-4)及び(4-5)を実施しない。 3. 上級滑空機の実技審査では(4-1) (4-4)及び(4-5)を実施しない。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4-1	自力発航による離陸	動力装置を使用しての通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	1. 離陸滑走において著しく蛇行しないこと。 2. 横風を修正して離陸できること。 3. 上昇速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
4-2	曳航による離陸	曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	1. 適正な方向を概ね維持できること。 2. 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。 3. 速度超過、速度低下又はポーポイズィングに対して機を失せずに適切な修正操作が行えること。 4. 適正な航跡を概ね維持できること。

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4－3	滑空による着陸	1. 滑空による通常着陸を行わせる。 (1) 風向、風速を考慮して第3旋回の位置を決定すること。 (2) 第4旋回では30度を超えるバンクをとらないこと。 2. 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。 3. 指定された地点に接地する。	1. 進入速度は±9キロメートル／時以内の変化であること。 2. 適切な横風修正ができること。 3. 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。 4. 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 5. 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 6. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。
4－4	動力装置の作動中における着陸	1. 動力装置を運転したままの状態ですべての方法及び手順により通常に着陸及び横風中の着陸を行わせる。 2. 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。 3. 指定された地点に接地する。 (注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。	1. 進入速度は±9キロメートル／時以内の変化であること。 2. 適切な横風修正ができること。 3. 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。 4. 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 5. 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 6. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。
4－5	着陸復行	動力装置を運転したままの状態における通常に着陸進入中、対地高度15メートル以下で着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。 (注) 1. 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。 (注) 2. 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。	機を失せず復行の操作ができること。 質問事項に概ね答えられること。

5. 曳航による飛行			
(目 的) 曳航及び曳航索からの離脱について審査する。 (注) 1. 曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。 2. 曳航装置付き動力滑空機の審査で、自力発航による離陸を行う場合は実施しない。自力発航による離陸を行わない場合は(5-2)を実施する。 3. 上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
5-1	ウ イ ン チ 曳 航 に よ る 飛 行	ウインチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。	1. 適正な方向を概ね維持できること。 2. 適正な初期上昇姿勢が確立できること。 3. 適正な航跡を維持できること。 4. 適正な操作により曳航索の離脱が行えること。 5. 曳航索の離脱の確認が行えること。
5-2	航 空 機 曳 航 に よ る 飛 行	航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。	1. 離陸時に曳航機より過度に高くないこと。 2. 適正な追従位置を維持できること。 3. 曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失せず適切な修正操作が行えること。 4. 曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。 5. 曳航機との安全間隔が確保できること。

6. ソアリング			
(目 的) 各種ソアリングにおける操作について審査する。 (注) 各種ソアリングにおける操作について口述で審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
6-1	ソ ア リ ン グ	各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。 1. サーマル・ソアリング 2. リッジ・アンド・スロープ・ソアリング 3. ウェーブ・ソアリング (注) 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	ソアリングを行うために必要な能力に関する質問事項に概ね答えられること。

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目 的) 各種異常時及び緊急時の知識（操作手順含む）について審査する。 (注1) 曳航装置なし動力滑空機の審査では（7－1）を実施しない。 (注2) 上級滑空機の審査では（7－2）を実施しない。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
7－1	曳及航び中緊の急異時常の時操作	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。
7－2	動力装置の故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。
7－3	諸系統又は装置の故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。
7－4	場外着陸	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。

V. 飛行船

V-1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な最新の知識			
(目 的) 航空機の運航に必要な最新の知識について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
1-1	最近の 変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

V-2 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目 的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。			
番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2-1	証 明 書 ・ 書 類	各書類について以下の内容について確認させる。 1. 航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のもものと一致すること 2. 耐空証明書 (1) 登録記号が当該航空機のもものと一致すること (2) 耐空類別が何か。 (3) 耐空証明が有効であること 3. 運用限界等指定書 4. その他必要書類 有効性を確認する。 5. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
2-2	重 量 ・ 重 心 位 置 等	1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させる。 2. 搭載する燃料及び滑油の品質について確認させる。 (注) 計算には製造者もしくは運航者により公式に認められた表、グラフ、計算プログラムを使用してもよい。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 使用できる燃料及び滑油並びに搭載している燃料及び滑油について確認できること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2－3	航 空 情 報 ・ 気 象 情 報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2－4	飛 行 前 点 検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
（目 的） 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
3－1	始 動 ・ 試 運 転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-2	地上操作（マストオン及びマストオフ含む）	グラウンドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動を行わせる。 ※以下はマストオフから離陸まで又は着陸後の接地からマストオンまでの実施要領 (1) マストオフから離陸地点への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。 (2) 着陸後の接地からマストオンできる位置への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。 (3) ハンドシグナル及び通信機を利用して、グラウンドクルーと綿密な連携を実施すること。 (4) ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。 (5) 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。 （風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）	1. 安全に操作できること。 2. 発動機の使用法が適切であること。 3. バラストを適切に調整できること。

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
3-3	地上におけるウェイオフ	地上においてウェイオフを行わせる。 (1) 重量調整を行わせる。 (2) 船体が安定するようピッチ・トリム調整（バロネットによる）を実施すること。 (3) 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。 （風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）	1. 機体を安定させることができること。 2. バラスト調整が適切にできること。 3. 静浮力とトリムを適切に決定できること。
3-4	場周飛行及び後方乱気流の回避	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。 (1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による。 (2) 適切な見張りができること。 (3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。 a 運航会社等の設定した速度 b 製造者の推奨する速度 c 受審者の決定した速度	1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。 2. 飛行中の諸元は、高度は±200フィート以内の変化であること。適切な速度が保持できること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目 的) 通常の離陸及び着陸について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
4－1	無滑走離陸	所定の方式により滑走しないで離陸を行わせる。 (船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。) (1) 常に風に正対し離陸すること (2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 船体姿勢を制御できること。 4. 発動機の使用法が適切であること。
4－2	無滑走着陸	所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる。 (船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。) (1) 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。 (2) ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。 (3) 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向と高度の制御ができること。 4. 発動機の使用法が適切であること。
4－3	滑走離陸	所定の方式により滑走して離陸を行わせる。 (1) 常に風に正対し離陸すること。 (2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向を著しく変化させないこと。 4. 発動機の使用法が適切であること。

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
4－4	滑走着陸	所定の方式により滑走して着陸を行わせる。 (1) 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。 (2) ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。 (3) 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向と高度の制御ができること。 4. 着陸速度が適切であること。 5. 発動機の使用法が適切であること。
4－5	着陸復行	着陸進入中、着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。 （注）別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。	機を失せず安全に復行操作ができること。 または、質問事項に概ね答えられること。

5. 基本的な計器による飛行			
(目 的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
5-1	レーダー誘導による飛行	機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 (注) 1. 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 2. フードの使用は被審査者の任意による。	1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目 的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
6-1	通常操作	規程等に定められた通常時の操作 及び飛行状況の管理を行わせる。	(操縦に2人を要する航空機) 1. スタンダードコールアウトが正しく実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 (1人で操縦できる航空機) 規程等に従った通常時の操作ができること。

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目 的) 緊急状態となった場合の知識（操作手順含む）について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
7－1	諸装 系置 統の 又故 は障	1. 別に示す特定操縦技能審査口述 ガイダンスに従って質問する。 2. 離陸中止を含むものとする。 (注) 実技審査により行うこともで きる。	質問事項に概ね答えられる こと。

8. 地上作業員との連携			
(目 的) 飛行全般にわたり地上作業員との連携等について審査する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
8－1	地 上 作 業 員 と の 連 携	所定の方法により、地上作業員と 連携して必要な飛行作業を行わせ る。	1. 地上作業員と運航要領、 手信号や合図の方法等の打 ち合わせが適切にできるこ と。 2. 地上作業員との連携等が 適時緊密にできること。

9. 航空機乗組員間の連携			
(目 的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。 (注) 操縦に2人を要する飛行船に係る審査に限る。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
9－1	乗連 員携 間等 の	機長として他の乗組員と連携して 必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密 にできること。

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)
－飛行機－

航空法施行規則第 162 条の 15 の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

操縦技能審査員	フリガナ
	氏名：
	現住所：〒
	電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）：
	〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕 認定番号： 認定年月日： 年 月 日 最近の操縦技能審査員定期講習修了日： 年 月 日 (※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日)
被審査者 (※実技審査の全部を 模擬飛行装置又は飛行 訓練装置を使用し て行う場合には航空 身体検査証明に關する 情報の記入は不要)	フリガナ
	氏名：
	現住所：〒
	電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）：
	〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕 資格：□定期 □事業用 □自家用 □准定期 番号：第 号 種類：■飛 □回 □滑 □船 限定：(等級) (型式) 他資格：□計器 □教育 □英語(有効期限： 年 月 日) 今回の審査前の操縦等可能期間の満了日： 年 月 日
	航空身体検査証明番号：第 号 □第一種 □第二種 航空身体検査証明有効期限： 年 月 日
	条件事項：
	〔飛行経験等〕 総飛行時間： 時間 分 最近 6 月の総飛行時間： 時間 分
	過去 2 年以内の安全講習会の受講 □無 □有 (以下に最近の受講実績を記入) 講習会名称： 受講日： 年 月 日
	特定操縦技能審査
	審査を実施した空港等 (※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所)
	審査に使用した機材(航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号) (※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日)
	実技審査の飛行経路： 実技審査の飛行時間：
	審査結果： □合格 □不合格(理由：)
	操縦等可能期間満了日(合格した場合) 年 月 日

添付書類

- ☐ 特定操縦技能審査申請書の写し
- ☐ 被審査者の技能証明書の写し(「規則第 20 号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。)
- ☐ 審査記録(チェックリスト等) ※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも 2 年間の保存が必要であり、当局から提出が求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1：運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※質問した事項及び回答内容を記載すること。

□1-3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

2：飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解説し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。
- 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できる。(離陸距離、着陸距離の定義を確実に答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□2-5 始動・試運転

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 地上滑走（水上滑走）

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。

・概ね誘導路中心線上を滑走出力で滑走でき、滑走速度は安全上支障なく停止できる速度。

・ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと。

・特に小型機においては風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。

➤他機や障害物など周辺の状況を考慮し適切な速度及び出力で滑走でき、他機（特に大型機）の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行える。

○水上機の場合は、次の項目を行わせる。

・追い風、横風中の滑走

・風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング

➤風、潮流を考慮して、安全に滑走、漂流、ドッキングができる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-2 場周飛行及び後方乱気流の回避

○所定の方式に従って場周経路を飛行させる。

- ・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。
- ・適切な見張りができること。
- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。

a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度

○被審査者が計器飛行方式による運航を常とする場合は、上記場周飛行に代えて精密進入を実施することができる。

- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。

a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度

➤場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できる。(注意点：適切な見張りが出来ていること。)

➤飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。

精密進入により本科目を実施する場合は、以下の基準による。(被審査者が IFR による運航を主の場合)

➤所定の経路を正しく飛行できる。

➤最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。

➤最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット、ローカライザーは1 ドット、グライドスロープは1 ドット以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

□4-1 通常の離陸（離水）及び上昇

○所定の方式により通常の離陸（離水）を行わせる。

- ・滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと。
- ・飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること。
- ・飛行規程を元に受審者が計画した速度でローテーションを開始すること。
- ・過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。

○水上機の場合は、向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能ならばうねりのある水面からの離水を行わせる。

➤横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を概ね維持しながら離陸、上昇できる。

➤上昇速度は±10 ノット以内の変化であること

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-2 通常の進入及び着陸（着水）

○所定の方法により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。

- ・風向、風速を考慮してベースターンの位置を決定。
- ・ベースレグでは風向、風速を考慮してパスを飛行。
- ・ファイナルターンでは30度を超えるバンクをとらない。
- ・ファイナルレグでは2. を元に被審査者が計画した速度を維持して飛行規程を元に被審査者が計画したパスを飛行。
- ・接地点は次のいずれか最も滑走路進入端に近い点を越えないこと。
 - a 進入端から滑走路長の1/3の点、 b 最も進入端から遠い進入端側の接地帯標識の終端
 - c 出発端から飛行規程により算出した着陸必要滑走路長だけ進入端側に寄った点
- ・接地は概ねセンターライン上に滑走路方向と平行に実施する。ただし、飛行規程にクラブ状態での接地が定められている場合は、飛行規程に従うこと。
- ・着陸滑走は概ねセンターライン上を行い、安全に減速すること。

○最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3倍か、製造者が設定した速度とする。

- 所定の経路を安全に進入できる。
- 突風成分を修正した進入速度を設定できる。
- 進入速度は、+10ノット、-5ノット、以内の変化であること。
- 指定された接地点付近に安全な姿勢で接地できる。
- 横滑り状態で接地(接水)したり、接地(接水)後著しく方向を偏位させない。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-3 着陸（着水）復行

○通常の着陸進入中、対地高度50フィート以下で着陸復行を指示し着陸(着水)復行を行わせる。

(口述ガイダンス「第2部 3. その他必要な事項(2) 着陸復行」に従って質問することもできる)

- 機を失せず安全に復行操作ができること。または、質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-4 離陸中止

○口述ガイダンス「第2部 3. その他必要な事項(1) 離陸中止」に従って質問する。

- 質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

5：基本的な計器による飛行

□5-1 レーダー誘導による飛行

○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。

- ・被審査者に機位が不明となった状況を与える。
- ・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。
- ・500 フィート以上の高度変更及び90 度以上の針路変更の指示を行う。
- ・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

（注）高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➤ 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➤ 誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➤ 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、針路は±10 度（水平直線飛行時、旋回停止時）以内の変化であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

6：飛行全般にわたる通常時の操作

□6-1 通常操作

○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。

➤ 操縦に2 人を要する航空機

- ・スタンダードコールアウトが実施できる。
- ・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➤ 1 人で操縦できる航空機

- ・規程等に従った操作ができる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7-1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

（実技審査により行うことも可能）

➤ 質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□7-2 離陸中のエンジン故障

○口述ガイド「第2部 7-2. 離陸中のエンジン故障」に従って質問する。

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

8：航空機乗組員間の連携

(注) 操縦に2人を要する飛行機に限る

□8-1 乗員間の連携等

○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。

➤乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 (全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載)

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)

— 回轉翼航空機 —

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

[illegible]

添付書類

- ☐ 特定操縦技能審査申請書の写し
- ☐ 被審査者の技能証明書の写し（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）
- ☐ 審査記録（チェックリスト等）※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも2年間の保存が必要であり、当局から提出が求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1：運航に必要な知識

□1－1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1－1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

2：飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□2-5 始動・試運転

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 垂直離陸（離水）・着陸（着水）（ホバリング含む）

○垂直に離陸してホバリングを行わせる。

○ホバリングから垂直に着陸させる。

➤他機や障害物等、周辺の状況を考慮して、ホバリングが開始されていること。

➤針路の変化及び位置の移動が少なく、安定してホバリングに移行できること。

➤地上共振を避けるための配慮がなされていること。

➤LTE に対する配慮がなされていること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

・目標物を確実に捉え接水、離水ができること。

・波高の判定ができること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-2 地（水）上滑走

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエアタキシングを行わせる。

- ・エアタキシングの高度は障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする。

➤ダウンウォッシュの影響が考慮されていること。

➤他機や障害物などの周辺の状況を考慮し、速やかにかつ安全に停止できる速度で滑走できること。

➤他機（特に大型機）の後方を通過する場合に安全に対する配慮を行えること。

➤LTE に対する配慮がなされていること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

- ・滑走速度が適切であること。
- ・安全な操作であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-3 場周飛行及び後方乱気流の回避

○所定の方式に従って場周経路を飛行させる。

- ・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。
- ・適切な見張りができること。
- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。

a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度

➤場周経路を先行機と適切な感覚を設定して飛行できること。

➤飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行

□4-1 通常の離陸（離水）

○ホバリングから通常の上昇を行わせる。

- ・ 離陸位置でホバリングを行い余剰出力を確認する。
- ・ 飛行規程に示された方法により離陸操作をし、高度速度包囲線を配慮した適切なコントロールを行うこと。
- ・ 飛行規程を元に受審者が計画した速度で上昇を行うこと。
- ・ 過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。
- ・ 横風修正は、一般的に上昇速度に達するまではバンク、その後はクラブで針路の修正を行うこと。

➤ 上昇中の速度は、±10 ノット以内の変化であること。

➤ 横風修正が適切であること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

- ・ 水面上でのホバリングが安定していること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4-2 通常着陸（着水）

○通常の進入を行い目標上でホバリングを行わせる

- ・ 所定の進入角に安定した進入速度で乗れるよう、場周飛行における減速及び降下開始時機を計画すること。
- ・ 進入角に乗ったら、円滑に出力を調整して進入を開始し、進入中は進入角及び進入速度を維持するようコントロールすること。（進入角及び進入速度については、飛行規程を元に受審者が計画したものであること。）
- ・ 高度速度包囲線を配慮した適切な減速操作を行い、ホバリングに移行すること。
- ・ 横風修正は、一般的に減速操作を開始するまではクラブ、その後はバンクで針路の修正を行うこと。

➤ 進入速度は、減速操作を開始するまで±10 ノット以内の変化であること。

➤ 概ね一定した進入角であること。

➤ 軸線の保持が適切であること。

➤ 横風修正が適切であること。

➤ 直径 25 フィートの円内でホバリングをすること。

➤ 水上機の場合、ホバリング高度が安定していること

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4-3 着陸復行

○通常の着陸進入中、指示により復行を行わせる。

(口述ガイダンス「第2部 3. 其他必要な事項(7) 着陸復行」に従って質問することもできる)

➤機を失せず安全に復行操作ができること。または、質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

基本的な計器による飛行

□5-1 レーダー誘導による飛行

○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。

- ・被審査者に機位が不明となった状況を与える。
- ・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。
- ・500 フィート以上の高度変更及び90 度以上の針路変更の指示を行う。
- ・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

(注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➤所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➤誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➤飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、針路は±10 度(水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：飛行全般にわたる通常時の操作

□6-1 通常操作

○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。

➤操縦に2 人を要する航空機

- ・スタンダードコールアウトが実施できる。
- ・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➤1 人で操縦できる航空機

- ・規程等に従った操作ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 多発機の1発動機故障

○口述ガイダンス「第2部 7-1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-2 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7-2. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

8：航空機乗組員間の連携

(注) 操縦に2人を要する飛行機に限る

□8-1 乗員間の連携等

○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。

➤乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 (全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載)

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)

—滑空機—

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

[illegible]

添付書類

- ☐ 特定操縦技能審査申請書の写し
- ☐ 被審査者の技能証明書の写し（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）
- ☐ 審査記録（チェックリスト等）※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも2年間の保存が必要であり、当局から提出が求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1：運航に必要な知識

□1－1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1－1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

2：飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。
- 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できる。(離陸距離、着陸距離の定義を確実に答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。(上級滑空機を除く)
- 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港(滑空場)等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 始動・試運転

(※自力発航による離陸を実施する場合に行う)

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-2 地上滑走

(※自力発航による離陸を実施する場合に行う)

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。

・概ね誘導路中心線上を滑走出力で滑走でき、滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。

・ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと。

・風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。

➤必要な情報を入手し安全を確認したうえで地上滑走が行えること。

➤他機や障害物など周辺の状況を考慮し適切な速度及び出力で滑走でき、特に大型機の後方を通過する場合には、安全に対する配慮を行えること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-3 発航準備

○曳航前の打ち合わせを行い、安全上の基準の確認を行わせる。(自力発航による離陸を除く。)

- ・ 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。
- ・ 発航の可否を判断し、所定の方式により運航関係者に連絡する。

➤曳航前の打ち合わせで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが確実に行われていること。(自力発航による離陸を除く。)

➤運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。

➤発航の可否を判断し運航関係者に正しく連絡できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-4 場周経路の飛行

○所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。

- ・ 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。

➤場周経路を飛行でき、先行機との間隔が適切に設定できること。

➤円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。

➤速度は意図した速度の±18 キロメートル／時、針路は意図した針路の±10 度以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

4：各種離陸及び着陸並びに着陸復行

□4-1 自力発航による離陸

(※曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施する。)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を使用しての通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。

- 離陸滑走において著しく蛇行しないこと。
- 横風を修正して離陸できること。
- 上昇速度は±9キロメートル／時以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-2 曳航による離陸.

(※曳航装置なし動力滑空機の実技審査では実施しない)

(※曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施する。)

○曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。

- 適正な方向を概ね維持できること。
- 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。
- 速度超過、速度低下又はポーポイズィングに対して機を失せずに適切な修正操作が行えること。
- 適正な航跡を概ね維持できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-3 滑空による着陸

(※曳航装置なし動力滑空機の実技審査では実施しないが動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施)

(※曳航装置付き動力滑空機で動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施する)

○滑空による通常着陸を行わせる。

- ・ 風向、風速を考慮して第3旋回の位置を決定すること。
 - ・ 第4旋回では30度を超えるバンクをとらないこと。
 - ・ 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。
 - ・ 指定された地点に接地する。
- 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
- 適切な横風修正ができること。
- 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。
- 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。
- 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。
- 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-4 動力装置の作動中における着陸

(※曳航装置なし動力滑空機において動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない。)

(※曳航装置付き動力滑空機の動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を運転したままの状態で所定の方法及び手順により通常に着陸及び横風中の着陸を行わせる。

○最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。

○指定された地点に接地する。

(注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。

- 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
- 適切な横風修正ができること。
- 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。
- 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。
- 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。
- 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-5 着陸復行

(※曳航装置なし動力滑空機において動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない。)

(※曳航装置付き動力滑空機の動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を運転したままの状態で所定の方法及び手順により通常の着陸及び横風中の着陸を行わせる。

○最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。

○指定された地点に接地する。

(注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。

➤進入速度は±9キロメートル／時以内の変化であること。

➤適切な横風修正ができること。

➤抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。

➤3 舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。

➤指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。

➤横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

5: 曳航による飛行 (※曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。)

□5-1 ウィンチ曳航による飛行

(※曳航装置付き動力滑空機の審査で自力発航による離陸を行う場合は実施しない。)

(※上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。)

○ウィンチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。

➤適正な方向を概ね維持できること。

➤適正な初期上昇姿勢が確立できること。

➤適正な航跡を維持できること。

➤適正な操作により曳航索の離脱が行い、曳航索の離脱の確認が行えること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□5-2 航空機曳航による飛行

(※曳航装置付き動力滑空機の審査で自力発航による離陸を行わない場合は実施する。)

(※上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。)

○航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。

- 離陸時に曳航機より過度に高くないこと。
- 適正な追従位置を維持できること。
- 曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失せずに適切な修正操作が行えること。
- 曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。
- 曳航機との安全間隔が確保できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：ソアリング

□6-1 ソアリング

○別に示す口述ガイダンス「第2部 6-1. ソアリング」に従って以下に示す各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。

- ・サーマル・ソアリング
- ・リッジ・アンド・スロープ・ソアリング
- ・ウェーブ・ソアリング

➤ソアリングを行うために必要な質問事項に概ね答えられること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 曳航中の異常時及び緊急時の操作

(※曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。)

○口述ガイドンス「第2部 7-1. 曳航中の異常時及び緊急時の操作」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-2 動力装置の故障

(※上級滑空機の審査では実施しない。)

○口述ガイドンス「第2部 7-2. 動力装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-3 諸系統又は装置の故障

○口述ガイドンス「第2部 7-3. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-4 場外着陸

○口述ガイドンス「第2部 7-4. 場外着陸」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 （全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載）

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)

—飛行船—

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

[illegible]

添付書類

- ☐ 特定操縦技能審査申請書の写し
- ☐ 被審査者の技能証明書の写し（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）
- ☐ 審査記録（チェックリスト等）※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも2年間の保存が必要であり、当局から提出が求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1：運航に必要な知識

□1－1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1－1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※質問した事項及び回答内容を記載すること。

□1－3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1－3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

2：飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- その他必要書類の有効性を確認する。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- 使用できる燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 始動・試運転

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。制限事項を守れる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-2 地上操作（マストオン及びマストオフを含む）

○グラウンドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動を行わせる。

※以下はマストオフから離陸まで又は着陸後の接地からマストオンまでの実施要領

- ・ マストオフから離陸地点への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。
- ・ 着陸後の接地からマストオンできる位置への移動を行わせ、移動速度はゆっくり歩く速さであること。
- ・ ハンドシグナル及び通信機を利用して、グラウンドクルーと綿密な連携を実施すること。
- ・ ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。
- ・ 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。（風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）

➤安全に操作できること

➤発動機の使用法が適切であること。バラストを適切に調整できること

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-3 地上におけるウェイオフ

○地上においてウェイオフを行わせる。

- ・ 重量調整を行わせる。
- ・ 船体が安定するようピッチ・トリム調整（バロネットによる）を実施すること。
- ・ 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。（風向に対してはラダーと左右発動機推力差、
風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）

➤機体を安定させることができること

➤バラスト調整が適切にできること

➤静浮力とトリムを適切に決定できること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-4 場周飛行及び後方乱気流の回避

○所定の方法に従って場周経路を飛行させる。

- ・ 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による。
- ・ 適切な見張りができること。
- ・ 速度は次の順位で上位のものを基準とする。
 - a 運航会社等の設定した速度
 - b 製造者の推奨する速度
 - c 受審者の決定した速度

➤場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。

➤飛行中の諸元は、高度は±200 フィート以内の変化であること。適切な速度が保持できること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行

□4-1 無滑走離陸

○所定の方式により滑走しないで離陸を行わせる。

（船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。）

- （1）常に風に正対し離陸すること （2）飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。

➤ バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。

➤ 船体姿勢を制御できること。発動機の使用法が適切であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4-2 無滑走着陸

○所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる

(船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。)

- ・ 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。
- ・ ピッチ・トリム調整（パロネットや燃料配置による）を実施すること。
- ・ 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。
- バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。
- 機首方向と高度の制御ができること。発動機の使用法が適切であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-3 滑走離陸

○所定の方式により滑走して離陸を行わせる

- ・ 常に風に正対し離陸すること。
- ・ 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。
- バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。
- 機首方向を著しく変化させないこと。発動機の使用法が適切であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-4 滑走着陸

○所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる

- ・ 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。
- ・ ピッチ・トリム調整（パロネットや燃料配置による）を実施すること。
- ・ 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。
- バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。
- 着陸速度が適切であること。発動機の使用法が適切であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-5 着陸復行

○着陸進入中、着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。

(別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。)

➤ 機を失せず安全に復行操作ができること。または質問事項に概ね答えられること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

5：基本的な計器による飛行

□5-1 レーダー誘導による飛行

○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。

- ・被審査者に機位が不明となった状況を与える。
- ・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。
- ・500 フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。
- ・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

(注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➤ 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➤ 誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➤ 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、針路は±10 度（水平直線飛行時、旋回停止時）以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：飛行全般にわたる通常時の操作

□6-1 通常操作

○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。

➤ 操縦に2人を要する航空機

- ・スタンダードコールアウトが実施できる。
- ・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➤ 1人で操縦できる航空機

- ・規程等に従った操作ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7－1 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7－1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

・離陸中止を含むものとする

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

8：地上作業員との連携

□8－1 地上作業員との連携

○所定の方法により、地上作業員と連携して必要な飛行作業を行わせる。

➤地上作業員と運航要領、手信号や合図の方法等打ち合わせが適切にでき、連携等が適宜緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

9：航空機乗組員間の連携

(注) 操縦に2人を要する飛行機に限る

□9－1 乗員間の連携等

○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。

➤乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 (全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載)

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。